

個人情報保護制度の見直しに関する検討会の開催について

令和2年3月3日
個人情報保護制度の見直しに
関するタスクフォース議長決定

- 1 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年9月9日法律第65号）附則第12条第6項を踏まえ、民間部門、行政機関、独立行政法人等に係る個人情報の保護に関する規定を集約し、一体的に規定すること及び事務処理体制の在り方について検討するため、個人情報保護制度の見直しに関する検討会（以下「検討会」という。）を開催する。
- 2 検討会の構成は、別紙のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、意見を聴取することができる。
- 3 検討会の庶務は、個人情報保護委員会及び総務省の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

個人情報保護制度の見直しに関する検討会委員

生貝 直人 東洋大学経済学部准教授

石井 夏生利 中央大学国際情報学部教授

大谷 和子 株式会社日本総合研究所執行役員法務部長

佐藤 一郎 国立情報学研究所教授

穴戸 常寿 東京大学大学院法学政治学研究科教授

(座長) 高橋 滋 法政大学法学部教授

長田 三紀 情報通信消費者ネットワーク

根本 勝則 日本経済団体連合会専務理事

増田 悦子 全国消費生活相談員協会理事長

森 亮二 英知法律事務所弁護士

(五十音順：敬称略)